

贈与税申告の添付書類一覧表

事 項 等	添 付 書 類 等
1. 贈与税の申告手続き	① 「贈与税の申告書」 ② 贈与税を受けたことを証する書類 ※預貯金等の通帳の写し・登記簿の謄本又は抄本 以上の書類については、以下の事項等において共通項目ですから、必ず添付して下さい。
2. 財産評価関係	○ 相続税の場合と同様の様式を使用して下さい。
3. 贈与税の配偶者控除関係	① 贈与者との婚姻期間等を証明する書類 ※財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し ② 居住用不動産を取得したことを証明する書類 ※居住用不動産の登記簿の謄本又は抄本 ③ 居住用不動産を居住の用に供していることを証明する書類 ※居住の用に供された日以後に作成された住民票の写し
4. 住宅取得資金の贈与を受けた場合	① 「住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算明細書」 ② 適用年分の合計所得金額を明らかにする書類 ※適用年分の源泉徴収票又は所得税の確定申告書を提出した人については、その旨を記載した書類 ③ 住宅取得資金の贈与を受けた日前5年以内にその人の居住の用に供していた家屋が、その人又はその人の配偶者に係る居住用の家屋以外の家屋である旨を証する書類 ※賃貸借契約書・社宅等の入居期間証明書・前居住地の建物の謄本等 ④ 戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し ※住宅取得資金を贈与により取得した日以後に作成されたものに限られます。 ⑤ 住宅取得資金の贈与を受けた事実を証する書類（預金通帳の写し）
(1)贈与の年の翌年の3月15日までに住宅用家屋を新築又は取得し居住した場合	(イ) 新築又は取得した住宅用家屋の登記簿の謄本又は抄本 (ロ) 住民票の写し ※その人が居住の用に供した日以後に作成されたものに限ります。
(2)贈与を受けた年の翌年の3月15日までに住宅用家屋を新築又は取得し、3月15日以後遅滞なくその人が居住する見込の場合	(イ) 新築又は取得した住宅用家屋の登記簿の謄本又は抄本 (ロ) 新築又は取得した住宅用家屋を直ちにその人の居住の用に供することができない事情及びその居住の用に供する予定時期を記載した書類 (ハ) 住宅用家屋を遅滞なくその人の居住の用に供する予定である場合は、住民票の写しを遅滞なく提出することを約した書類
(3)住宅用家屋を新築した場合、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用家屋が屋根を有し、土地に定着した建造物として認められる状態(新築に準ずる状態)となっている場合	(イ) 家屋の工事請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにする書類又はその写し (ロ) 住宅用家屋の工事を請け負った建築業者のその家屋が棟上げの状態にあることを証する書類 (ハ) 住宅用家屋を遅滞なくその人の居住の用に供する予定である場合は、新築又は取得した住宅用家屋の登記簿の謄本又は抄本及び住民票の写しを遅滞なく提出することを約した書類 ※居住の用に供する予定年月の記載のあるものに限られます。